



平成26年5月21日

各 位

上場会社名	株 式 会 社 丸 運
(コード番号)	9 0 6 7 東証第一部)
本社所在地	東京都中央区日本橋小網町7番2号
代表者名	取締役社長 市原 豊
問合せ先	総務部長 河野 照
TEL	(03) - 6861 - 3411

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月25日開催予定の第112期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、定款第29条（社外取締役との責任限定契約の締結）および第37条（社外監査役との責任限定契約の締結）の規定の追加を行い、条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第29条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月25日

(2) 定款変更の効力発生日 平成26年6月25日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p>         <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約の締結)</u></p> <p><u>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>(以下 1 条ずつ繰り下げる)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約の締結)</u></p> <p><u>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>(以下 2 条ずつ繰り下げる)</p>

以 上